

習志野市新庁舎等基本設計検討委員会選考要領

習志野市新庁舎等基本設計検討委員会設置要綱第3条の規定に基づき市長が委嘱する委員の選考については、次のとおりとする。

- 1 市民 2人以内
 - (1) 公募による。
 - (2) 選定の方法は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」による。
- 2 本市のまちづくりに関しての豊富な経験を持つ者 3人以内
- 3 建築、都市計画で豊富な経験と高い知識を持つ者 5人以内
- 4 委員の委嘱については「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」による男性女性の選任比率に配慮する。

附 則

この要領は、平成25年5月14日から施行する。